

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
(第1回)

1 日時

令和6年11月15日（金）10時00分～12時08分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員（議長）、成原構成員、増田構成員

（一社）日本民間放送連盟 堀木構成員

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員

(2) 日本放送協会

市川経営企画局専任局長

(3) 総務省

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉同局総務課長、

佐伯同局放送政策課長、細野同課外資規制審査官

4 議事要旨

【細野外資規制審査官】

第1回「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催いたします。本会議は、日本放送協会が実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務につきまして、メディアの多元性の確保を含む「公正な競争の確保」に支障がないか、などを検証していただき、日本放送協会の番組関連情報配信業務の実施に関する規程の内容が放送法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の皆様のご意見を取りまとめることを目的として開催するものでございます。

【豊嶋情報流通行政局長】

本日は、「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」第1回目の会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。構成員の皆様におかれましては、ご多忙の中、この会議のご参加をご快諾いただきまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

今回の検証会議の開催につきましては、本年の通常国会で成立しました放送法の改正に基づくものが背景にございます。この放送法の改正によりまして、来年の10月からNHKにおきましてインターネットを通じた放送番組の同時配信、見逃し配信及び放送番組等と密接な関連を有する番組関連情報の配信を行うということが、必須業務として定められることになりました。

この会議におきましては、来年の10月からNHKが開始しようとしております番組関連情報の配信業務につきまして、他の事業者が行う配信の事業などとの公正な競争が確保されているかに関する検証を行っていただき、その業務規程の内容に関しまして、学識経験者及び利害関係者であります構成員の皆様からのご意見を取りまとめるということを目的としているものでございます。構成員の皆様におかれましては、このような観点から、NHKの番組関連情報配信業務や、NHKが自ら実施した競争評価プロセスについて検証いただいた上で、業務規程の内容に関しまして「公平な競争の確保」に支障が生じないかどうか、忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(1) 議題 (1) 「開催要綱の確認」

事務局より資料1－1に基づき、説明が行われた。

(2) 議題 (2) 「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価について」

【細野外資規制審査官】

資料1－2をご覧ください。まずは、この検証会議に至った経緯等を振り返りつつ、検証会議での検証の考え方などについて、ご説明します。

2ページ目、本検証会議の背景としましては、先ほど局長の豊嶋からも言及がありました通り、本年の通常国会において成立いたしました「放送法の一部を改正する法律」によりまして、来年10月からNHKがインターネットを通じて行う放送の同時配信と見逃し配信、そしてこれらの放送番組と密接な関連を有する情報であり、放送番組の編集上必要な資料により

構成される番組関連情報の配信が必須業務として位置付けられることになります。このうち、番組関連情報の配信につきましては、NHKにおいて、自らの判断と責任において適正に遂行していただくため、NHK自身で、表の赤枠の①から③、「公衆の要望を満たすもの」、「公衆の生命または身体の安全を確保するもの」、「民間放送事業者等が行う配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの」、こういった要素と適合するよう、業務規程を策定していただき、総務大臣に届け出でていただくこととなります。このうち、③の部分につきましては、適合しているかどうかについて、学識経験者、利害関係者から意見を聴取するというように定められております。

3ページ目、競争評価プロセス全体のイメージについての資料を提供させていただきます。今回の競争プロセスにつきましては、大きく二つに分かれておりです。左側がNHKにおけるプロセスということで、NHKにおきまして、業務規程を策定し届出に至るまで、まずは競争評価のプロセスを自ら行っていただくということとなっております。その後、届出が行われた後には、右側、総務省におけるプロセスとなります。総務省において、まずは学識経験者、利害関係者への意見聴取を行い、その後、意見聴取の結果をまとめ、NHK予算への総務大臣意見として提出するための手続き等を踏まえまして、最終的にはNHK予算に大臣意見を付けて国会提出するというのが、全体的なプロセスとなっております。今回の検証会議につきましては、右側の枠の左下側、赤枠の検証会議に当たります。

4ページ目、今回行う競争評価のプロセス、検証のあり方につきましては、昨年から有識者と関係者を含む準備会合を開催して議論してきております。この会合では、まずは配信業務に関する競争評価の枠組み、そして「原案」という表現になっておりますけれども、NHKの策定する業務規程に関する事項について議論を続けて参りました。

5ページ目、検証会議における検証の基本的な考え方でございます。先ほどの準備会合での「議論の整理」のうち、検証会議における検証の考え方について、一部を抜き出したものがこちらとなります。大きく2点、検証の対象となっている「スコープ」の部分と、「基本的な考え方」についてです。上側、検証の対象とする業務のスコープとしましては、まずは改正放送法第20条の4により業務規程に定められる番組関連情報配信業務に関することと、こちらの検証を目的として附帯する業務、特に、インターネットを活用するものですので、そういった配信業務の周知・広報など、その流通経路も含めて、検証の対象とすることとしております。下側、検証の基本的な考え方でございます。検証会議において、検証をどのような考え方でしていくかというものでございます。上の丸の一つ目のポツですけれども、

まずは、NHKで行われました競争評価のプロセスに関しまして、「競争評価の手順」、「その根拠となる情報（エビデンス）」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、公正な競争への影響の有無等を検証していくとしております。

また、特に、「メディアの多元性」についても議論が多くなされておりました。地域メディアを含むメディアの多元性に影響を及ぼしうる場合には、国民が多様な情報に触れられる状態にあるかどうか、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保しているかどうか、といったような観点から、検証を行うとしておりました。

検証の観点としては、一つは経済的な観点、もう一つはメディアの多元性の観点でした。このような観点からの評価を踏まえて実施することとしております。その際には、費用の規模、市場の考え方、「放送と同一の情報内容・同一の価値であるか」どうかといったようなところも考慮するというように、準備会合の方で議論があったところでございます。

このような点が、準備会合の中で整理されたところでありますけれども、この他にも準備会合では、「適切に情報開示をすべきではないか」、「フォローアップをしっかりするべきではないか」、「何が検証されているのか、より分かりやすく国民にも伝えていただき、分かりやすい説明を伝えていく努力をしていただきたい」といった、運用に関するご指摘もいただいておりました。その旨を付け加えさせていただきます。

以上が、今回の検証に関して、これまで検討してきた内容をご紹介させていただくものでございます。このページ以降は、総務省の放送関係の検討会の体制、そして今回の改正放送法の関連規定、業務規程の記載事項を定める省令の規定などを掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

（3）議題（3）「日本放送協会からプレゼンテーション」

【日本放送協会 市川経営企画局専任局長】

今お話をいただきましたように（3）のNHKからということで、資料1－3「NHK番組関連情報配信業務規程の届け出について」というものに基づきましてお話をさせていただきたいたいと思います。なお、この業務規程そのものは10月31日に届け出たものでございます。参考資料1に文章としてついているものの後ろに大量に資料がついているものでございますが、先ほど総務省様からもお話をありましたように、どのように考えてこの業務規程をまとめるに至ったかということをご紹介するために、そこからの抜粋いたしましてこの資料1

－3を作っております。

進めていただきまして、2ページ目・3ページ目になります。ご説明の前提としてというところでございます。先ほど総務省様からお話をありましたように今回の放送法の改正による、NHKの必須業務というものが1に書いてある通り定められます。いわゆる放送番組の同時配信、見逃し配信以外に、番組関連情報というものの配信を行うことが定められました。この放送番組の番組関連情報の配信というものが、この※の書いてあるところの放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものというようにされており、これをどのように行うかということについて、NHKの判断責任において業務規程を決めよとされています。そのときには、先ほどご紹介ございました3点を満たすようなものであるということを、自ら証明しなさいというふうに言われているものだと思っております。ちなみに、この今申し上げましたインターネットの同時、見逃し、番組関連情報でございますが、参考資料1、本編の15ページにリストとして書いておりますが、インターネットのサービス全体について見ないとご検討は難しいこともあります。7に番組関連情報配信業務以外のインターネット利用ということで、今回お話しする番組関連情報が含まれた必要的配信のほか、試行的配信、任意的配信、周知広報、その他についても記載させていただいて、全体を通してご判断いただくということを考えているものでございます。

進んでいただきまして以降の2ページほどは総務省様の説明の通りでございまして、6ページ目になります。細野さんからご説明あったところでございますが、我々として用いたところは6ページの下のところでございます。検証にあたっては、様々な、今日もご出席いただいている関係者の方も含めて、経済的な観点からの評価、メディアの多元性に加えて、この放送と同一の情報内容が同一の価値であるかということを見ていくようにというお話をございました。それに基づいて、我々としては、この業務規程が、法の求めるもの、またこの考え方方に沿っているものということになるように進めてきた次第でございます。そのことについて説明していきたいと思います。

次のページ、業務規程と添付資料についてということで、8ページにございます。これが届け出資料一覧ということで、膨大な量になっております。結局は87ページからと書いてありますけれど、先ほど申し上げました3点、放送との同一性、独禁法的な市場評価、多元性の評価と、このようなところをどのように評価して、妥当であるというようにNHKは考えて、この業務規程を取りまとめているかということについてエビデンスを含めてこの

ようなペーパーにさせていただいております。どのように進めているかということも含めて書かせていただいて、その上で、目次2ページになりますけれども、業務規程、文章そのものを取りまとめたというような格好になります。そもそもこの番組関連情報というものが、どういう範囲で行われるべきか、というところの議論から始まったところでありまして、先程ご指摘のあったところになりますが、同一性という観点、加えて、一般的な独禁法的な評価、何より新聞及びテレビ等のメディアとの多元性というところをきちんと確保して実施したいということでまとめさせていただいた次第でございます。以下どのように進めていったかということを含めて、届け出でありますがその資料の抜粋をご説明したいと思います。

次のページ、改正放送法に規定された業務規程についてということで、繰り返しになります。先ほど申し上げました業務規程が、文字で書かれているものがリストであります。この業務規程が適合すべき要件を満たすということを考えたということでございます。

これを満たすためにもNHKとしてはどのようなことを内部で行ったかというのが、次のページ、NHKにおけるプロセス・対応方針というところにございます。ここで求めるこの要件①②というところ、公衆の要望を満たす、或いは災害報道などの公衆の生命または身体の安全の確保のために必要な情報という①②につきましては、放送番組一般が現在そのように行っていますが、それと同じものを求められているというように認識しております。よって、NHKでは毎年、放送番組の毎年度の方針は、法で定められております放送番組審議会で諮詢を行ってその基本方針を決める、基本計画を決めるというプロセスをとっておりますので、それと全く同じことをこちらについては行い、このようなネットサービスを行っていくということでよいかということを放送番組審議会に諮詢して、答申を受けるという形でこの要件①②は放送番組同様のことを行うことをプロセスとして設けました。続いて要件③、この競争評価につきましては、先ほどの準備会合の指摘にもありますように複数の点がありましたことから、現在のNHKのインターネットサービスについても様々な競争の観点を見る委員会を独自に置いていますが、その下にこの制度にマッチした形で競争評価に対応する番組関連情報競争評価分科会いうものを作り、我々の作った案について、放送と同一内容の価値であることを確認する、公正競争が阻害されていないか、また多元性が確保されているかということを見る、というような場を作りました。

その場のご説明はその次のページ、番組関連情報競争評価分科会の職務についてということで、NHKの中にこのような規定を置きまして、先ほどの3点を見る、放送との情報内容・

価値の同一性、公正な競争、多元性というのを見ていく、というものを置きました。

次のページに委員の名簿が書いてありますけれども、経済学、競争法、そして各メディアからそれぞれ知見をお持ちの方に入っていただき、我々の作ろうとする業務規程が先ほど求められた観点にそれぞれ合っているかどうかというのを見るというプロセスを置きました。

そのときの検証観点と検証方針というものでございます。①放送との情報内容・価値の同一性が担保され確保されているか、ということにつきましてはかなり意味内容を指しますので、特に同一性については、メディアのプロフェッショナル視点で見ていただくことが重要だということで、先ほどご紹介いたしました競争評価分科会の意見を踏まえて、定性的に評価をするということを判断いたしました。②独禁法的市場評価につきましては、公正取引委員会でメディア等の市場の調査をしていますのでその辺りを参考に、消費者に対するアンケートを活用して検証したり、それに対してご意見を賜ったりというようなことで競争の評価をするということをいたしました。③質の高い情報発信が、協会だけでなく地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているかという、この多元性評価につきましては、この後ご紹介もあるようですが、イギリスのOfcomが同じような多元性の観点の測定をやっておりますのでそのあたりを参考にしながら、消費者アンケートを行って、どのような形で多元性に影響は及ぼされるかということを見たということでございます。このようなことで、準備会合で指摘された3点、同一性、独禁法的評価、多元性評価というものを、先ほどご紹介した先生方に見ていただくことで、検証するというプロセスを踏んで規程をまとめたということでございます。

次のページ、放送と同一性の観点についての評価。プロフェッショナル視点で見ていただくということを考えまして、先ほどの先生方にご意見を賜ったというのがこちらでございます。基本的に内容そのものは後でご紹介しますが、インターネットならではの特性を生かすけれども、内容については放送価値を届けるということでございます。今後具体的にどうサービスに落としていくかということが大事なので、このような形でインターネットの特性を生かした表現表示方法の工夫をきちんと守っていくようにご指摘をいただいているところで、それを踏まえていれば、同一性については確保できるのではないかというようにNHKの方では考えました。

続いて二つ目。次のページは独禁法的な影響評価でございますが、想定しているNHKの番組関連情報をアンケートとしてお見せして、それを消費者にお見せして、その人たちがど

のような利用意向を持つかということで調査をするということをしました。結局のところ、今使ってらっしゃる方がそのまま使う、或いは、今まで見ていない人、利用したことがない人が使う、そのようなことで利用者の変化を見て、その変化の度合いが他の事業者にどういうように影響を与えるかというようなことを見ていったというのがこちらの図でございます。新規意向があり、かつ、未契約である方が、多くの場合には影響を及ぼす、そうでない方はもちろんサービスは異なりますけど、現状インターネットでNHKに触れていたいている方でございます。それよりも、そうではない方、について影響がどう出るかとどういうように見た次第でございます。

それをどう見たのかというのが、次のページ以降でございます。この報道というところで、各分野切っていますが、既存の意向者では、多くの項目で利用増加が減少を上回るということで、メディアの利用時間そのものを促進していくというような効果が見られるというようになっております。

このようなことで、細かくは本編に書いてありますが、次のページは報道、番組関連情報のまとめでございます。①既存すでに使ってらっしゃる方は、真ん中にあります他のメディアの利用時間で、利用時間が増加すると考える人が多いということで、他のメディアに対してでは、マイナスの評価というものもありましたが、増加するとNHKを使うことを通じてより関心を持って他のメディアを使うことがあるというようなことが出てくるということが出ております。②新規意向者③未契約意向者を見ましても、利用増加する、NHKの新サービスが増えたということに合わせて今利用している他のサービスが減るという方もいれば、利用が増加するという方もいて、支払いも同様であるということで、大きく何か影響を与えるという形には見られなかったというのが、こちらのまとめになります。

エビデンスベースで、独禁法の市場評価をせよというお話をございましたので、次のページにあります。市場の合併とかで使われるものであります。将来、このような市場に変化が起きる時にどのような数字の変化が起きるか、重要な変化が起きるか、競争に影響を与えるか、ということについて、このAlix Partnersという、競争の分析ということで公正取引委員会の事案等で活躍されているようなコンサルティングファーム等に依頼をして、より数字的な分析をしたというものが、この先に書かれているものでございます。

次のページでございますが、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、回帰分析をしたというものになります。

その次のページでございますが、最終的には係数だけが書いてありますが、NHKの新たな

オンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報コンテンツを取得する総時間長くなる。これは海外の公共放送でも見られていることでございますが、おそらく質的に或いは何らかの角度で違う情報提供しているからだと思いますけれども、NHKというものの提供するサービスが呼び水になって、市場全体の需要が増えるという効果が、今サービスを始めていない段階のアンケートによるものではありますが、そういう方向で相乗効果が見えるというような結論が出てございます。

よって、この定量的な分析の結果としましては、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあるということで、結論が得られたということです。

従って、NHKとしてこのような分析を踏まえた、また、参加していただいている先生方のご意見を伺った結論としまして、この公正な競争確保の観点に関する評価としては、情報空間への信頼・安心が、ある程度増やしていくことではないかということになります。他のメディアの利用時間については、影響の出やすい、既存意向者に多くの項目で、利用時間が増加すると、他メディアの支払いについては増加するということで、マイナスの評価・プラスの評価という意味ですと相まっていくというように考えられます。この辺りを踏まえると、一番下にございますけれども、現時点での想定サービス、もちろん最終的に、現にサービスを出すという段階で、今決まっていないこともあり、それを見ていかなければなりませんが、現時点の想定サービスで、独禁法的評価をするということにおいては、問題があるとは言えないのではないかというような、まとめとしてございます。

続いて多元性評価ということで、準備会合でも多元性評価ということ自体が難しいという結論で終わっていたと思うのですが、イギリスのOfcomが行っている評価の枠組みを参考にしつつ行いました。

その次のページ、ニュースを取得するメディア・情報元のリーチということで、現状このような形で様々情報を得られているということがあります。次のページご覧いただきまして、先程の独禁法的評価も考慮した上でございますが、基本的には情報取得については、プライマリで言いますとどちらもあり、それ全体としては問題があるわけではない、というようになっております。

結論としまして、その次のページでございます。細かくは、参考資料1の方を見ていただければと思いますが、全国的に消費者は特定のメディアだけでなく、複数のメディアか

ら情報を得ているということがわかりました。そこにこのぐらいの数字だということは書いてあります。どの地域でも、複数の情報源から皆さん、情報を得て色々なことを考えてらっしゃるということでございます。

今回の新サービスがどのように影響を与えるかというように見た形ですと、それぞれプラスマイナスあって、必ずしもマイナスの影響を与えるということではないというように思われます。よって、委員の皆様からも、多元性をどうやって確保していくかということは常に注意を払いなさいということを言われておりますが、現状取得メディア数が少ないところ、地域によりますけれども、少ない地域であっても悪影響は想定されていないということございます。従って、現時点の想定サービスでは、多元性評価について問題があるとは言えないのではないかというように考えております。

このような形で、まずNHK執行部内になりますが、その中で今の3点、放送の同一性、独禁法的な評価、地域も含めた多元性について、今想定しているサービスに対し世論調査、インターネットでのアンケート調査及び有識者からのコメントをいただきました。その上で、概ね問題ない、明確に今ここが駄目だということではなく、縷々に気をつけながら進めていくのがいいのではないかというようにNHK自身で判断するに至りました。これにつきましては、もともと法改正の段階から宍戸先生にご指摘賜っておりましたが、このNHKの業務範囲を決めるということでございますので、経営委員会が適切に関与すべきであるということがございました。その一例といたしまして次のページ、経営委員会の判断・総括ということで、委員長がまとめていますので、そこの文字を書いております。

今私が申し上げてきたことの妥当性を経営委員会で検証して、それで適正だというよう、「現時点では相当と判断し議決しました」と3行目に書いてありますが、3つ目の段落に業務規程を策定する際には、「公衆の要望の満足」、「生命や身体の安全確保」、「公正な競争の確保」という3つの要件に適合する必要があります。①②については放送番組審議会にこれについて諮問し可とする答申を得ていることから適合している、我々が行ったことについてそのように判断すると、それを経営委員会としては妥当なものと考えます。③「公正な競争の確保」については、執行部はまずサービスイメージをもとに3000人を対象に行ったインターネット調査による影響調査や、独禁法事案で活用されている経済コンサルティング会社による専門調査を実施した上で、学識経験者、メディア関係者で構成され、NHKが実施する市場調査・分析に関して意見を述べる競争評価分科会に意見聴取した上で、問題があるとは言えないという判断をしたということになります。そして、条件の一つ目、

放送と同一の情報内容・価値、多元性の確保という観点についても、同分科会の意見も勘案した上で、業務規程案を策定しました。その後の配信業務開始後も、NHKでそう決めていくことでございますが、競争評価分科会、先ほどの分科会を適宜開催して問題を感知していくという仕組みでいこうというように考えております。

この全体につきまして、一定の客觀性と信頼性が担保された判断プロセスであり妥当であるということを経営委員会で議論し、審議し、議決しているということでございます。このような形で議決をして今提出しているという状態でございまして、経営委員会としては、NHK執行部がやっていることをモニタリング、監督責任を果たすというような形でまとめているのですが、法人としてのNHKは一体でございますが、今申し上げたような形で業務規程案を作つてプロセスを組んで、それを経営委員会という場で審議決定したということになっております。

次のページからは、試行的受信措置ですが、これは先ほど本編の冒頭でご説明いたしました必要的配信の外にあるものとなります。大きな災害等を想像していただければと思いますが、その時には公衆の生命または身体の安全のために特に必要な情報については、最小限、利用が制限された状態で配信することがあるということを定めております。また、外部プラットフォームについては、先ほど申し上げた番組関連情報配信業務においては、外部プラットフォームは原則利用しないということを明記しております。いわゆる周知広報のために、必要的配信に飛んでくるというためには使いますが、この本丸であるところについては用いることはないというように書いております。その他、関連するところで、取材のためにインターネットを使つたり、或いは採用であつたり、NHK自身の広報ということについては使うことはございますというのをこちらに書かせていただいております。全体も番組関連情報を確定する時に、横に並ぶ概念でございますのでこちらに説明しております。

次のページ、番組関連情報の費用区分は書くことになっている、定義されているものでございまして、今申し上げた番組関連情報の費用規模については、今始めようとしている必須業務化対応による開発経費を除いた2026年度以降を通年化した時に想定される定常的な経費規模を記載するということになっております。全体で約90億、年間90億になることを考えているということで、内容としては、国内・国際に分かれて、その中にサイトを作つたり、改修をしたりという経費が入つてゐるということになっております。

これがいわゆる業務規程そのものを決定するというものの中身でございまして、それが

どのようなものであるかということをこの先イメージを掴んでいただくために、サービスイメージについてというのがこの先にございます。32ページになります。必須業務の概要ということで、繰り返しになりますが、インターネット関連の新たな必須業務ということで、同時配信、見逃し配信、番組関連情報の配信ということで、今まででは、放送番組の理解を増進するというものでございましたけど、そうではなくてNHKそのものの業をインターネット上で行います。その時には、同時と見逃しと同じ価値観の下にある番組関連情報の配信をするということでございます。すべて業務規程にも貫かれていますが、NHKが果たしていくことの基本的な考え方としましては、放送経由でもインターネット経由でも同等の変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと、インターネット経由でのみ受信している場合にも、放送経由で受信している場合と同様に相応の費用負担をお願いするということで、媒体を超えて公共放送の役割を果たすということを中核に据えましてサービス設計しているということでございます。

次のページ以降、どのようなサービスイメージであるかということを示しております。同時・見逃し配信ということで、今のNHKプラスに似てはいますが、右側の方に今放送で提供している価値でいわゆる総合編成、ドラマを見終わったら次ニュースを見てしまったということで、たくさんの観点に触れていただくというようなことだったり、或いは、今すごく重要なテーマを集中して知るということだったり、放送の中で我々が、1個ずつの放送番組ではなく、全体で表現してきた価値についてどうやってインターネットに表すかということを考えてやっていきたいというように思っております。

34ページ、35ページ、番組関連情報を配信するということは、今申し上げたような放送の価値をインターネットならではの特性に合わせて提供するというものだと理解しております、それに合わせて業務規程を策定したということでございます。

35ページ、番組関連情報の基本原則ということで、NHKとしては、放送番組と同一の情報内容を提供して同一の価値をもたらすもので、ただ、インターネットの視聴習慣の特性に対応して届けるかについては工夫させていただくということを考えています。何より、放送番組の編成、編集で行っている多様性の確保、多角的な論点の提示についてそれをどうやってインターネット上で生かして、実現していくかということが基本です。

配信期間は、放送番組の必要的配信期間は1週間を基本としますが、インターネットの特性に対応して長期間配信することが、いわゆる教育的なもので再放送を繰り返しやっていて、ずっと見てもらおうというふうに放送で考えているのですが、1週間だと1週間

ごとに再放送をもう1回しなければいけないということになります。そういうものについては、ずっと出させていただくという、制度としては任意的配信になりますが、その外についても置くと、それについても業務規程に書いた上で実施するということにしております。その届け方の工夫の例として、下の方に挙げております。編成視点の工夫、編集視点の工夫ということでどういう形でコンテンツを工夫するのかということについては、放送の方で随時更新されているものについては、インターネット上でもわかりやすくするとか、一番下に提示調整とありますけれども、テレビだと時系列を使うことで対応していた多元性を出しています。これについてはインターネット上、表現の仕方が変わるので、例えば横に並べて見せるとかということで、表現の仕方を工夫したいというようなことを考えていたり、或いは、右側にある、テキストなどのアクセシビリティもありますので、放送で伝える内容をどういう視聴環境で、小さいスマートフォンで見やすいとか聞きやすいとかということについては工夫をしたりしたい。このような形で先ほど申し上げた、インターネットならではの特性に合わせてということで放送の価値を届けたいというように思っております。

業務規程の中身そのものは、先ほど申し上げた放送番組審議会に内容はかけていますが、それはこの2つ、国内放送番組関連情報と国際放送番組関連情報に合わせてあります。これは業務規程を見ていただけれどと思いますが、この左側にありますように、国内の方では報道・スポーツ・教育・医療・福祉・ラジオというような形で章立てをして、ご説明、提示しているというところでございます。

次のページからでございますが、報道・防災番組関連情報ということで、放送とインターネットで同一の編集方針、価値判断に基づいて、社会にとって重要なニュースを選定して提示するということで、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たしたいというように思っております。例えば、下の方に情報更新と書いてありますが、新着やアクセスランキングで自動的に作るというよりは、NHKの例えば基幹ニュースや今日ここで今一番重要なニュースというようなこの編集判断というものを大事にして、そちらを優先してきちんとお見せする、なぜ今ここでこういうことを提示するのかというところがNHKの価値だと思っておりますので、そちらの方を優先してきちんと作っていくということをしたいというのがこちらでございます。

次のページ、防災番組関連情報になります。現在も使い始めておりますが災害情報マッ

普と呼ばれるものですけれども、放送ではよくご覧いただくと思うのですが、テレビでNHKの記者たちが図或いは地図を出して、この辺りが危ないですとか、ここら辺がどうなりましたということの解説をしていると思います。災害でありますので、可能であれば、なるべく多くのところをたくさん伝えたいということがあるわけで、NHK自身はそのデータがあって、たまたまそこが一番危険だろうというところを優先して放送するわけですけれども、これを皆さんのお手元で見られるようにすることで、たまたまNHKが放送していない地域で状況はどうなっているのだろうという時には、ご自分で見ていただけるという形で提供したいというように思っております。一番下に書いてございますが、放送で伝えた災害・緊急時に必要な情報を放送固有の形式に捉われない形で提示したいというように思っております。

次のページ、教育番組関連情報ということで、基本的には今、「NHK for school」という名で提供しているものに近いものでございますけれども、下の方に書いてありますが学習指導要領など、教育の基準に基づいた学習を誰でもいつでもできるようにということあります。そもそも、教育テレビがそのために作られたものでございますが、それに合わせた形でこれをインターネット上で今、もう学校ではそのような使い方になっておりますので、それに合わせて引き続き、提供していくことが示されております。教育テレビ自体もそうですけれども、先生方にも使いやすいということも大事でございますので、そこも踏まえて作りたいと思っています。

次が医療・健康番組関連情報で、ニーズが非常に高い「きょうの健康」という長寿番組がございますけれども、こちらのニーズに対しても、番組を繰り返し行っているのと同様に、それに合わせた形で情報を更新し、或いは分かりやすく、真ん中にありますが時に難解な医療・健康情報について、放送番組でももちろん伝えていますが、それをさらにゆっくり見られるとか見やすくというインターネットに合った形で知っていただくような提供をしたいと思っております。

同様に次のページ、福祉番組関連情報で、皆さん誰でもいつ障害を持つことはあり得ることでございまして、それはNHKがずっと教育テレビの中でやってきたことでございます。ずっと提供してきているものについて、インターネットに合う形でこれも提供し続けたいということで定時番組を行っていますが、この真ん中にあります状況に応じて必要な情報は非常にアクセスしにくいことがありNHKの番組が頼りにされているものでございますが、このような形でそのテーマごとにきちんとアクセスいただける形で再整理して、番組内容

の価値をインターネット上でもお届けしたいと考えております。

次でございます。特定必要的配信の留意事項ということで誤受信防止措置と言われているものでございます。44ページ、放送法で、NHKのこの業務に対して、誤受信防止措置を講じることが規定されています。要は、誤って見始める、使い始めることがあつてはならないということで、誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならぬとなっております。これを受けたNHKが出た業務規程の方でも、信頼できる多元性の確保、公平負担の徹底など、受信料制度の確保遵守の観点から、きちんと受信契約を確認するよう適時の措置を行いますというように申し上げております。使い始める時に今この画面に出ているのが44ページにありますけれども、このような形で確認していただいて、この特定必要的配信を見始める行為があつて、利用し始めて、ご契約してくださいということを考えております。ここはなかなか難しいところでありまして、今、放送も、テレビを買っていただいて設置していただくとお支払いいただくということになつてますが、これをそのままインターネットに移しているというのがこの制度でございますので、見たら払うというよりは見始めて、それ自身がテレビになる時から契約対象になってきて、その上でお支払いいただく、ご理解いただいた上でお支払いいただくことが大事になってきます。

45ページに、この利用を開始いただいた後、ぜひお支払いください、というご理解を求めてメッセージを出すなどすることで、フリーライドを防ぎ公平負担をきちんと確保することをしていきたいと考えております。ただ、何も見られない状態で、クレジットカード番号を入れてくださいという形の、いわゆるサブスクリプションではNHKはございませんので、そのバランスを適切にとる、きちんと払わなければならない、契約しなければならないところがわかる状態を担保しつつ、公共放送であることは堅持するバランスを検討して実装していきたいと考えております。

最後に、これも業務規程に記載することになっております、番組関連情報の予算について、先ほど申し上げた参考資料の本編にも書いてありますが、年間90億円程度で考えております。ただ比較等をする場合には、サービス単位で予算を比較することも大事ですので、そのコストについても集計して比較ができるように用意はしているということでございます。

このような検討の経緯を踏まえまして、先ほどお伝えしました業務規程を議決して、10月31日に届出させていただいているところでございます。

(4) 議題（4）「業務規程の検証に関する基礎的調査の概要」

【PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャー】

基礎情報につきましてご説明をさせていただければと思います。

資料2ページ目、資料構成で全体の構成を記載しております。本検証項目として、評価の手順やエビデンス、結果の妥当性を項目として挙げられているという認識をしております。本資料につきましては、①競争評価の手順として、諸外国の事例についてご紹介をさせていただき、②評価の根拠となる情報として、主に弊社の方で持ち合わせております国内の情報配信に関する市場や調査の選考に関する情報というものをデータとして提供させていただきます。

4ページ目、イギリスのBBCに対する競争評価の流れを記載しているものでございます。こちら、BBCが何か事業のサービスの変更をするとなった場合の流れを示しております。まずBBCの中で自ら公共価値テストというものを実施、そのサービス変更が市場に対して影響を生じるものか生じないものかと検討します。その検討結果を踏まえて、規制官庁であるOfcomの方でさらにBBCのテスト結果を出発点として審査を行うという、大きく二段階フェーズでの審査体制が行われているというところでございます。

こうした流れを前提といたしまして5ページ目、本資料では動画配信の事例が評価の事例として直近いくつかございましたので、動画配信を例にイギリスでどのような評価のポイントがあるかをご紹介させていただければと思います。取り上げた事例は2019年、2022年のBBCのiPlayerという動画配信プラットフォーム、こちらで行われた変更2件につきまして取り上げております。動画配信なので、そのサービス自体がどう変わったかよりも、どういう点に着目をして評価を行っているのか、具体的にはその下の表の枠外赤字で書いておりますが、サービス変更による影響範囲をどのように特定しているのか、それからどのような点を評価材料としているのか、この辺りの考え方の部分を抜粋してご紹介できればと考えております。

6ページから9ページまでは、具体的な事例の中身をご紹介していますが、割愛をさせていただきます。

サマリーページを10ページ目に設けております。表題（5）競争評価のポイントと記載をした部分でございます。影響範囲の特定の考え方、評価材料の考え方、この2点ピックアップして整理しております。まず影響範囲の特定の考え方につきましては、主にBBCの方

で自己評価を行う際に、必要な分類や特定を行っているという形になっておりまして、Ofcomについてはそれを妥当かどうか検証する、という流れだと理解しております。特にBBCの方では動画配信市場ということなので、BVODという国内放送事業者が実施している配信サービス、それからSVODといふいわゆるサブスク型の放送会社と、このほかのテレビ放送やその他のオーディオビジュアルサービスという少し配信形態分類をした上で、BBCのiPlayerとのサービス内容の類似性、特に提供するコンテンツ・番組のジャンルがどのような重なりがあるか、こういったところを検討材料としているか、それから視聴者層の重なりや視聴者がサービスに対してどのように意識を持っているか、こういったところを踏まえて、代替性の強い類型なのかどうか、競合の範囲になるのかどうか検討を行った上で、競争への影響評価というところをステップとして進んでいるという流れになっております。

具体的に評価にあたってはどのような点を見て考慮しているかが下段の部分でございます。下段中の上の評価材料となるデータとしては、そのBBCのiPlayerで取り上げていますが、サービス変更があった場合に、その利用率、利用者数、利用者の視聴時間にどの程度変動が生じるか、BBC側にどのような変動が生じるか、まずは推計をしていくところがあります。それからそのBBCに基本的にプラスの変更が多いかなと思いますけれども、プラスの変更があった場合に、その①で検討した競合他社にどのような影響があるか、具体的には利用者数、時間や収益にどのような影響を与えるかを、視聴者へのアンケート調査やその他の市場のデータを使い、推計を行っているという形になっております。

この通り基礎データとなるところでございまして、プラスマイナスそれぞれの影響が得出るということかと思いますが、評価の考え方として特に悪影響がある場合、どういう場合に悪影響がある場合として評価をするかをまとめたのがこの下段のうちの下半分でございます。①から③までございまして、その競合他社が今後サービス低下に繋がるような投資の意欲を損なう程度のマイナスが生じるか、それから特定の個社に影響が偏るか、もしくは複数社に分散されて影響が薄まるかどうか、最後にその市場でのBBCの独占的なシェアになるほどのシェアの変化を及ぼすかどうか、このあたりを加味しまして、競争への悪影響があるかどうかという判断をしているところで、サマリーとしてまとめさせていただいております。

続いて11ページ、多元性に関する資料でございます。こちらの先ほどのNHKの方でも言及ありましたが、詳細は割愛させていただきますけれども、イギリスにおきましても、2012年のレポートで、多元性というところで一定の指標、こういったところに着目をするのが

多元性の評価としてはあるのではないかというポイントの提示がされているところでございます。

続きまして、基礎データのご紹介の方に移って参りたいと思います。

13ページ以降、視聴者、利用者までどういった流れで、情報の流入が行われているかというところを記載しております。細かいところでは省いている部分もありますので色々と違いはあるかと思いますけども、やはり大きな存在感としてポータルサイト、キュレーションメディア、それからSNSが視聴者、利用者にとって最も身近な部分で、流入経路となっているところを少し模式的に示したいと思って記載をしたものでございます。

14ページ、15ページ、それを数字ベースで少し見たものでございます。14ページは、総務省の統計から作らせていただいた資料でございますけれども、最も利用しているテキスト系ニュースサービスでございます、真ん中の少し薄いピンク色の部分がポータルサイトによるニュース配信で年々、利用率上がってきています。2023年ベースで申し上げますと大体51%が最も利用しているサービスと言及しているところでございます。

15ページが弊社の方で調査をした2024年2月の結果でございます。こちらもやはり同じ傾向が出ておりまして、結果として週1回以上利用しているものも複数選択可で調査しております。やはりポータルサイトの利用率が一番利用をしていると回答した割合が一番高く、他と比較をして抜きん出た数字が出てきているという形になっております。

17ページ、ニュース・情報を配信するサービスのオンラインでのインターネットメディアの中での利用する媒体、媒体別の利用理由を聞いたものでございます。現在利用しているサイトサービスにつきまして、どうして利用をしていますかをお聞きしたものでございます。2ページにわたって記載をしてありますけれども、NHKの現在の、アンケート調査当時は、NHK NEWS WEBその他情報ページにつきましてはニュースの情報の信頼性・正確性が高いというところを利用する理由として挙げられている回答が、ちょうど半分くらいに上ったというところでございます。

ページおめくりをいただきまして18ページにも同じ調査結果を分割してまとめております。全国紙系の配信アプリ、ニュースサイトにつきましても、やはり率は少し構成変わりますけれども、情報の正確性・信頼性という部分が利用理由として最も多く挙げられたというところでございます。一方で地方の新聞社、地元の新聞社が配信するニュースサイト発信アプリというところで見ますと、地元に密着した情報が提供されるかという部分を理由として挙げられているというところで、傾向の違いが見られるというところでござい

ました。

19ページにつきまして、こちら、地域の多元性というところで少し参考になるデータ出せないかなというところで集計したものでございます。地区別で、どのようなメディアを使っているかという調査をしたものでございます。基本的にポータルサイトやニュース配信アプリの利用率は高く、NHK NEWS WEB等のサービスについても全国的に利用率の大きな差というのが見られなかったというところでございます。一方で全国紙のニュースサイト・配信アプリにつきましては、関東圏、関西圏の利用が高いという一方で、地元新聞社、地方紙が配信するニュースサイト配信・アプリの利用につきましては、それ以外、関東圏・関西圏以外のところでの利用が全国紙を上回っているという結果が出てきたというところでございます。

20ページがコンテンツ、利用しているコンテンツジャンルを類型ごとに整理をしたものでございます。こちら、代替性の少し参考になるかなというところでご紹介をしているものでございますけれども、重なり具合で言うとNHK NEWS WEB、それから民間放送事業者様のニュースサイト配信、それから新聞社、全国紙のニュースサイト発信アプリあたり社会、政治、経済、国際情勢もありますけど、社会・政治の辺りで、特にコンテンツジャンル、視聴傾向が似てきてるところかと見てございます。

22ページ、もう少し代替性という観点で直接的に設けた設問でございます。NHK NEWS WEB等の情報ページと同様の役割を果たしていると考えると、一番多い回答は全国紙のニュースサイト配信アプリとの回答が出ておりまして、一定の代替性を視聴者が認識しているといえるというように考えております。

一方で、23ページ、併用状況はどうかを分析させていただいたところになります。NHKのニュースサービス、情報配信サイトサービスを利用している方に、他に利用しているものがあるかを分析しましたところ、ポータルサイトの利用率の併用が一番大きいところでございますけれども、全国紙のニュースサイト配信アプリも一定数いらっしゃるところで、補完的な役割も一定数見られるのかと思われます。視聴者によってはそういう補完的な役割としての利用がなされていると見てございます。

24、25ページについては少しジャンルを分けて調査を切り出した結果を示してございますけど、お時間の関係で割愛させていただければというように思います。

最後、多元性に関して、26ページは前半で申し上げましたとおり消費者が利用する情報源に多様性が見られるかの参考でございます。

26ページを少し数値化したものが、28ページでございます。弊社の手元のデータを平均利用数という形で数値化をしたものでございます。下に小さく「※」で記載をしておりますけれども、ポータルサイトであるとか全国紙のニュースサイトであるとか民放様のニュースサイトであるとか、その類型別の平均利用数をご承知おきいただければと思っております。平均値を出しましたところ、何かしら利用している人の平均利用数で1.6程度、閲覧していない人も含めた平均値1.2程度というところで、大体1.2から1.6の間ぐらいの、誤差も含めてこのようなオンラインメディアの平均利用数ということでご理解いただければと思います。この利用数が高いか低いかは、一概に判断はできないと思いますので、もう少し利用の仕方であるとか、そうした定性的な検証も合わせて見た上で、この数字について話していく必要があるのかと考えております。

(5) 意見交換

【飯塚構成員】

マルチメディア振興センターの飯塚でございます。

私は研究員といたしまして、諸外国、海外におけるICT分野を専門にリサーチをしております。

特に電波制度政策及び放送の制度政策などを中心に調査をさせていただいております。

今回の会議に参加させていただくにあたりまして、こうした海外のケーススタディも、参考しながら少しでもお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

【落合構成員】

渥美坂井法律事務所の落合と申します。

私はNHKの競争評価に関して、準備会合にも参加させていただいておりまして、その前の公共放送ワーキングでも議論に参加をさせていただいておりました。

私自身はもともと放送に関して関わることになったきっかけが、規制改革推進会議においてローカル局がどういう形で、二元体制を維持しつつ生き残っていくかということで、これを最も重要な論点として関わらせてきてくださいました。

改めて、今日はこれまで公共放送ワーキングや、準備会合でも議論されていました適切に評価がされることによって、もちろん公正競争という独禁法に近い視点もございますし、メディアの多元性の観点でも、適切に評価がされて業務規程が整備されているのかといったところ

を慎重に検討し、議論に参加させていただければと思っております。

よろしくお願ひいたします。

【成原構成員】

九州大学の成原と申します。

私は情報法を専門としておりまして、その一環でこれまで主にプラットフォーム規制など、インターネットに関する法的問題について研究するとともに、新聞や放送などメディアに関する法的問題についても研究して参りました。

今回の検証会議の検討の対象である、番組関連情報のネット配信というのはまさに従来のメディアと、インターネットが交わる新しい取り組みということで、メディアとインターネット両方の法的問題について研究してきた立場から、微力ながら議論に貢献して参りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【増田構成員】

全国消費生活相談員協会の増田でございます。

消費生活センターに勤務する消費生活相談員の団体でございます。

私ども消費生活相談の現場では、受信料負担のご相談が多く寄せられることと、それから情報の正確性、信頼性についての問題が、多くありますので、その辺について確認をさせていただきながら、参加したいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

日本民間放送連盟の堀木と申します。よろしくお願いします。

NHKのインターネット活用業務は、任意業務の頃から民放にとっても大きな関心事でした。この検証会議は、ここまで法改正を経て、その後に、NHKの活用業務が放送法にかなつたものになっているかどうかを検証する大事な会議だと思いますので、これまでの議論も踏まえて、大きな観点から民間放送事業者の意見を述べたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひします。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員】

日本新聞協会メディア開発委員会の委員長を務めております、時事通信社の斎藤と申します。よろしくお願ひいたします。

私は総務省の準備会合の段階からこの議論に加わり、今回の検証会議でも構成員を務めます。

メディア開発委員会としては、準備会合でも申し上げてきましたが、「メディアの多元性」、つまり、取材に基づく情報を日常的かつ恒常に発信しているメディアが、全国に複数存在していることを非常に重要視しています。新聞協会の構成メンバーである新聞社は地方にたくさんあります。NHKのネット展開や競争評価においては、NHK自身も強調している「放送とネットは同一」という点が担保されることが非常に重要と考えています。

検証会議でもそうした観点から意見を述べていきたいと考えています。

よろしくお願ひいたします。

【宍戸議長】

よろしくお願ひいたします。最後に、私も一言申し上げます。

私は憲法、情報法の研究者でございます。

先ほど総務省の資料でこれまで放送関係の検討会の状況でご説明がございましたけれども、公共放送ワーキンググループ、それから親会であります、「デジタル時代における放送制度のあり方に関する検討会」におきまして、NHKの番組関連情報の提供等に係る議論にも関わってきたものでございます。この会議の前の準備会合は関わっておりませんでしたけれども、準備会での前さばき等も踏まえまして、公正な検証を行い適切な評価を総務大臣にお答えをすることで構成員の皆様、また関係の皆様のご協力をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速意見交換に移らせていただきます。NHKの業務規程、添付書類及び説明に関するご質問、ご意見をいただきたく存じます。また、先ほどの日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価について、及び業務規程の検証に関する基礎的調査の概要に対するご質問等についても併せていただければと思います。

【成原構成員】

NHK様に3点質問をさせていただきます。1点目は、説明資料の36ページなどで書かれておりますインターネット上でNHKが番組関連情報を配信することの意義について質問させていただきます。国内放送番組、あるいは国際放送番組の編集方針において、「不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、視聴者の“よりどころ”となるよう、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。」と述べられており、同様のことは参考資料1の業務規程でも述べられています。こちらは既に番組審議会に諮問され、可とする答申を得ており、NHKの内部ではこういった方向で進めていくものと思いますが、本検証会議における検証の視点であるメディアの多元性、あるいは他の事業者との公正な競争の確保という観点からは、このような説明の仕方について、改めて議論・検討する余地があるのではないかと思います。たしかにインターネット上ではフェイクニュースや偽情報・誤情報、不確かな情報が少なからず拡散している一方で、不確かな情報、信頼できない情報のみが流れているわけではなく、民放各社もウェブサイトでニュースなどを発信しておりますし、多くの新聞社もウェブサイトで記事等を発信されています。さらに、こういった伝統的なメディアが信頼できる情報を提供しているだけではなく、例えばSNSにおいても、不確かな情報も多いものの、研究者や各種の専門家が自らの専門知識を活かして国際問題について解説したり、医療に関する情報を発信したりといったことも行われています。要するに、インターネット上には不確かな情報もあるものの、信頼できる情報や確かな情報もそれなりにあるということです。そのため、NHKがネットに番組関連情報を配信する意義を説明する際のロジックとしても、インターネット上の不確かな情報や情報の偏りという面のみを強調されるのではなく、むしろ他のメディアや専門家をはじめとするネットユーザーの相当数も信頼できる情報を発信していることを前提に、NHKが番組関連情報をインターネットに提供することにより、よりインターネット空間全体、あるいは情報空間全体の信頼できる情報の量や割合を高めていく、厚みを増していくといった説明をされた方が、メディアの多元性の確保、あるいは公正な競争の確保の観点からも説得力があるのではないかと思います。この点についてNHKのお考えを伺いたいというのがまず1点目です。

次に、番組関連情報の編集方針についての質問です。資料の36ページでは、「正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。」という基本的な趣旨が述べられた上で、実際に配信する情報として、6つの種類の情報が挙げられていますが、①報道・防災番組関連情報は、まさに、社会の基本的な情報であり、民

主主義の基盤である多角的な視点を確保するために必須の情報であり、③教育番組関連情報、④医療健康番組関連情報、⑤福祉番組関連情報なども、これに密接に関係してくるところかと思います。他方で、②大型スポーツ大会関連情報は、オリンピックなどを念頭に置かれていると想定しますが、こういった情報を提供することと、社会の基本的な情報や民主主義の基盤である多角的な視点を確保することの繋がりについて、その根拠やロジックについてもお伺いできればと思っています。本日の資料の38ページ以下でも、大型スポーツと大会番組関連情報についてはご説明のスライドがなかったため、どのような内容で、どれくらいのものを提供していくとされているのか、民放等との競争との観点の兼ね合いも含めてご説明いただければと思います。

最後に、特定必要配信の誤受信防止措置について意見を申し上げたいと思います。確かに公共放送の趣旨からすると、サブスクリプションにならないようにしつつ、フリーライドにもならないような取り組みが必要になってきますが、さじ加減が難しいのではないかという印象を持っております。資料45ページで説明いただいたように、契約勧奨するようなメッセージを表示するというのは、ナッジと呼ばれる手法に近いかと思います。ナッジは、特定の選択肢を排除したり、強制したり、インセンティブを与えてたりするのではなく、本人の行動を一定の方向に誘導するような働きかけを行う手法で、消費者政策や環境政策、情報政策で広く活用されています。NHKが想定されているのもナッジ的な手法かと思います。ただ、通常ナッジは、法的義務はないものの、本人の健康のために健康に良いものを食べてもらうよう誘導する、あるいは本人のプライバシーに関わる情報をむやみに提供しないよう促すというような場面で用いられることが多いことに対し、今回のケースでは特定必要的配信を受信する際には、受信契約を締結することが放送法で定められており、本来は契約する義務があるため、ナッジ的な手法を使うとしても、プロセスの段階にもよりますが、強めの誘導があってもよいのではないかでしょうか。この点についてもお考えをお伺いできれば幸いです。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目の意義について、ご指摘のとおり、この文章上はインターネット空間でNHKが何を果たすか、というような読み方もできますが、例えば、NHKの経営方針の経営計画では、しっかりと取材体制を取り、クオリティを保障するプロセスを持った信頼できる事業者が、多様性・多元性を保つことを謳っています。それはNHKに限ることではなく、ご指摘のとおりメディアや、正しい適切な話をなさっているインターネットの方々もいらっしゃいます。そ

れは大事なことであり、信頼できる多様性・多元性を確保することに貢献するということの一翼にNHKも加えていただきたい、NHK自身も一つの参照点になりたいということであり、NHK 1社がどうこうということではありません。成原構成員のおっしゃるとおり、フェイクニュースがあるからNHKはこうしたい、という話というよりは、NHK自身もこの情報空間を適正にするためのツールの一つだと思っています。資料はNHKの方向を向いた形でまとめましたものでございましたが、成原構成員のご主旨はまさにそのとおりだと思います。

2つ目の番組関連情報の中のスポーツが入っていることでございますが、先ほど申し上げた放送の同一性、同一の価値で言いますと、国民全体の関心事、みな同じものを見て、同じことを感じるということ自体は、放送という機能が持つ価値です。現在、NHKが考えている大型スポーツはオリンピック・パラリンピックのみとなります。放送と同様に、関心が高いものについて国民全体が知る、基本的な情報の範囲で提供するということ自体は、広い意味でNHKが果たすべき役割に入ると思います。そういう意味では、民間で細かく提供されているサービスをイメージしているのではなく、皆さんに知っていただくような基本的な情報に当たるものについては、この形で提供したいと考えています。

3点目の様々ご議論いただいている誤受信防止措置については、まさに我々の分科会の委員に加わっている経済学者の方もナッジのことを仰っております。しっかりと理解の促進をしながら、うまい形で進めて参りたい、実装していくまでの試行錯誤はこれからにはなりますが、NHK自身の存在を考えても、良く理解していただき、契約し、受信料をお支払いいただくことは、今までの放送と一緒にございますので、きちんと納得をしていただけるプロセスを踏むという意味で、ナッジのこれまで積み重ねられてきた知見、構成員のご要望なども非常に大事なことでございますので、ぜひそこを踏まえて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【落合構成員】

私の方からも何点かお伺いします。今回このような形で整理してお示しいただき、どういった形でNHKとしてお考えになられ、業務規程が整備されているか、ある程度は明確になってきていると思っております。一方で、いくつかお伺いしたい点もございます。

まず1点目は、業務分野についてです。業務分野は案を6つご説明いただいておりますが、スポーツイベント等の、ややアドホックなものを除くと、約4つの業務分野に絞られていると見受けられます。これはNHKでは、もともと広範にコンテンツを提供されている中で、全

体はカバーしていないようにも見受けられます。一方で、業務分野を4つにしたのは、理解増進情報という旧来の枠組みの関係で言うと、一部を絞っていただいたようにも読めると思っております。今までのすべての放送番組を網羅していないと、放送と同一なのかどうかということはあるかもしれません、一方で、4つの分野は、競争評価の点に考慮して一部分野を絞っており、理解増進情報に対する批判を受け入れ、この新たな業務規程の整備をされているのかどうか、が非常に重要な点だと思いましたので、お聞きしたいです。

2点目に、SNSでどのような形で取り組まれる可能性があるのかお伺いします。NHKのサイト、アプリについて、ある程度お示しいただき、当然ながら検討中の点があると思いますので、最終的なでき上がりの像はまだ完全にはわからないと思っております。もちろん、サイト自体も重要ですが、一方でSNSの利用をどういう形で整理し、取り組まれるかという点も非常に重要だと思っております。特に、今回は周知広報などが入っており、この具体的な中身を、どのように見ていくのかが非常に重要な論点になると思っております。NHKでは、これまでNetflixプラットフォーマーに対し、コンテンツをご提供されてきていた部分もあつたとは思います。このような業務については必須業務ではなく任意業務の中で実施をされることになり、周知広報となる部分は、おそらく番組の宣伝やコンテンツの宣伝であり、例えばYouTube発信者がいろいろと掲載し、見てもらえるように広告するようなプラットフォームの利用がこれに当たるかと思います。こういった中で、周知広報と言われている活動が、どのくらいの射程を持たれているのかは、やはり極めて重要な点であるため、お伺いしたいと思います。

3点目は、先ほども成原構成員とご議論いただいておりましたが、どこからが契約締結義務が生じるようなコンテンツになるかというところです。この点も公共放送ワーキング、準備会合でも議論になっていましたが、基本的にはWebサイトやアプリなどである程度のコンテンツを見られるようにすることについては、先ほどご議論があったようなナッジも考慮して適切に意思決定をし、契約締結義務がある状態がどこで形成されるかを見ていくものと思います。一方で、周知広報に関しては、そういった義務のトリガーを特に踏む手前のものを基本的には指されていると思いますが、このような理解で良いかもお伺いしたいと思います。また、今の点に関連しますが、逆に言うとプラットフォームの利用というのは、周知広報以外は原則として、例えば適切な契約締結義務の範囲などを画してもらうことが難しいかと思われます。それは原則使わないということだと思いますで、その関係でも、例えばその周知方法だけがおそらく例外的な取り扱いになるのかと思いました。その点も含めてご説

明いただければと思います。

最後に4点目、費用についてもこれまで議論になってきた点だと思っております。これについては、分野ごとであるとか、どこまで切り分けができるかはあると思いますが、やはりコストがどうかかってくるのかも決定的な材料ではないにしても、一つの取り組みを定点評価していくにあたり、一つの着眼点になりうると思っております。そういった中で、国会での予算承認等のご審議があると思いますので、できる範囲、できない範囲があるかもしれません、一方で、検証会議というのも非常に重要な枠組みでもあるため、できる限りサービスに関して具体的なコストをもう少し理解できるような資料をさらに整理していただくことができないか、この点もお伺いできればと思います。多くなってしまいましたが以上4点について、お願ひいたします。

【日本放送協会 市川専任局長】

まず1つ目の分野について、事実上ジャンルで4つ、これまでとの関係というお話でありましたが、今回の必須業務の範囲には、当然、同時配信も見逃し配信もあるので、我々の放送番組と全く同じ形の動画（コンテンツ）をそのまま見ていただければ、充足されるというのもございます。これまで放送番組の理解増進という事でジャンルとして幅広くございましたが、先ほどご説明したように、インターネットの特性を生かす形でご提供した方が、視聴者・国民の皆様に、よりNHKの価値がお届けできるのではないかと考えました。放送をそのまま届けるのではなく、形を変えた方が同じ価値になるというものを、受信料の値下げ以降の事業規模もありますので、その中で質の担保ができるものを、どれを優先的に考えていくかと選んだものの結果が、開始するときには、この分野になったとお考えいただければと思います。そのため、今後、別の、インターネットにふさわしいやり方があるということがあれば、業務規程を変えさせていただき、再度ご提案申し上げるということを考えております。今回、最も考えたことは、これまでのように放送番組の理解増進を図るのではなく、NHK自身がその放送の価値をインターネットで届ける時に、あえてもう一度、自分自身のサービス分野を考え直したところ、番組関連情報の形も、この分野について出すべきだろうと考えたものを取りまとめたと思っていただければよろしいのではないかと思います。

2つ目は、おそらく3つ目の周知広報、ソーシャルネットワークサービスやプラットフォームのお話であり、特に周知広報に関わるところになります。先生のご理解のとおりであり、サービスそのものの必要的配信は、おそらくウェブやアプリで提供され、その手前の段階に

ついて、ソーシャルネットワークサービスが使用されるということで、業務規程には、原則としてプラットフォームを周知広報以外には使わないと書いてあることも先生のご指摘のとおりです。もしも、必要的配信そのものが、まるごと載る場合は別ですが、そうではない場合においては使用できないので、その場合には、必要的配信に来ていただくための周知広報というかたちになります。これまででは、そうではない境目は、放送番組とそうではないもののということでしたが、今度は本丸に来ていただくことがはっきりしますので、本丸に来ていただく周知広報の範囲は、これまでの理解増進情報とは全く違う範囲の、まさに番組関連情報に来ていただく範囲に定まると思っております。そのあとはご指摘のとおり、どういう形で理解していただき、契約いただくかという流れになると思います。

最後の4つ目のコストのところでございますが、今回は業務規程のルールに沿った形で全体像をお示しいたしましたが、今までにご指摘いただいたように、今後、NHKが国会等で審議を受けるときの予算の項目等の考え方もあります。ただ、おっしゃるように通常の民間にあるサービスと同じような形で、サービス単位の比較をすることも大事でございますので、コストがどういうふうに扱われるかについて、資料等については委員限りにして議論していただく等、議長も含めてご判断いただいた上で、可能な限り、先生方のご議論が可能になるよう、提供させていただきたいと思ってございます。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員】

PwCが提出した資料、NHKが提出した資料について、それぞれ質問があります。

PwCの資料について3点質問があります。10ページに競争評価のポイントが書かれており、「競合他社」という言葉が出てきます。この場合におけるBBCの競合他社とは、具体的にどういうものをイメージされているのかお聞きしたいと思います。

2点目は国内のニュース配信サービスに関する調査についての質問です。今回の調査自体は今年2月に行われたとのことでした。準備会合ではPwCから資料が提出されていましたが、この資料はお示しいただけなかったと思います。もし、お示しされなかった理由があれば教えてください。

3点目は、この調査自体は現行のNHK NEWS WEBをベースに調査をしていますが、回答者が無料のサービスだと認識して答えた可能性があるのではないかという点です。この調査結果自体を直接議論のエビデンスとして使うことはどうなのかと考えています。調査結果や資料の位置付けについてご説明いただきたいと思います。

NHKの資料についてもお伺いします。これまでの議論で成原構成員、落合構成員のお話でも触れられ、「ナッジ」という言葉も出てきた、資料45ページについてです。受信料制度遵守のための措置の考え方として、利用開始から契約確認までのフローが示され、「登録」と「契約」が分けて表記されています。ナッジを考慮したのかと思いますが、具体的に登録と契約とは何を指しているのか、あるいはそれを分ける意味についてご説明いただければ幸いです。

また、誤受信防止措置についてもお聞きしたいと思います。我々は、この仕組みがフリーライドを認めることになるのは、あまり好ましくないと考えています。示されたフローを見ると、登録の確認をすれば、一定程度受信料を払わなくても視聴できるとも読めてしまいます。「サブスクリプションサービスにもフリーライドにもならない」「一定の受益感を持たせつつフリーライドを抑制する」との記載がありますが、フリーライドにならない具体的な措置をどのように考えているのか、具体的にお聞きできればと思います。

また、落合構成員のお話にもありましたが、周知広報に関して、資料29ページに記載の外部プラットフォームの利用について伺いたいと思います。番組関連配信業務については、「ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません」とある一方、「プラットフォームは周知広報に用いることが基本」「公衆の生命または身体の安全の確保のために、試行的受信措置としてSNS・動画投稿サービスを通じて配信を行うことがあります」と記載されています。このイメージについて多少わかりづらい点があるので、どのような場合に、どのようなプラットフォームを使い、どういったコンテンツを配信するのか、イメージできるように教えていただければと考えています。

【PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャー】

3点の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

1点目の諸外国調査では、イギリスでBBCの競合他社として、どのようなところをイメージされているかでございますが、資料説明では割愛した部分になります。例えば資料8ページにBBCの公共価値テストの事例を載せていました。ここで右側のイメージの資料を抜粋した部分を記載しているところであればわかりやすいかと思います。具体的にはBBC iPlayerと競合する動画配信サービスということで、国内事業者のITVやChannel4などが実施する同様の動画配信サービスになります。サービス単位で競合他社について分析をしております。例

えばSVODですと、個別のサービス挙げて恐縮ですが、Netflix、Amazon Prime Video等が競合他社として分析の対象となっております。

2点目の2月の準備会合の時点での基礎データの提供がなかった理由についてお答えいたします。準備会合でも私からご説明いたしましたが、この時のご議論としては、日本での競争評価の考え方、フレーム・枠組みの議論がなされていたかと認識をしております。その中で、イギリス、ドイツをご紹介させていただきましたが、諸外国ではどういうような考え方、枠組みで評価をしているかという部分についてプレゼンをしていくことが求められましたので、海外事例に絞ってご紹介をさせていただいた次第でございます。アジェンダとして海外調査のテーマをいただいたので、その点に絞ってご説明をさせていただいたところでございます。

3点のご質問につきましては、ご指摘のとおりと思っております。あくまで2月時点の現行のサービスを前提とした調査でございますので、今後の新たなNHKのサービスがどうかということに対して、この結果を直接のエビデンスとして用いることは検討が必要かと思います。しかしながら、サービス変更前の現状の数字の皆様のご理解の参考になればとの思いでご紹介させていただいたものですので、そのようにご理解いただければ幸いです。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目の45ページにございます受信料制度遵守の考え方で、登録と契約が分かれている点については、こちら、プロセスを書いているものでございます。例えば契約いただいている方でしたら、登録のところから開始して契約照合まで行われ、それで見えるようになるということがあります。順番で言うと、登録し、契約するという順番があるだけでございます。もちろんこれについても、かつてご指摘いただきましたが、すぐに契約するという流れにすることも可能であります。順を追って書いているとご理解いただければと思います。すでに受信契約があり払って使っていらっしゃる方は、登録のところから開始して、契約照合までされるので、登録というプロセスがあると思っていただければと思います。

2つ目の誤受信防止措置のところですが、ご指摘いただいたようにフリーライド抑止についても法改正前から申し上げている通り、NHKとしては一方の大変なことでございまして、45ページ右側にあります一定期間の長さ及び表示強度の調整もと書いてございますが、これは契約していただかないと見ることができないという強度と、今まさにご指摘いただきました、まずしっかりと見ていただきたいということの、バランスをとっていきたいということ

を、これからも考えさせていただければと思っています。

3つ目の周知広報のプラットフォームでございますが、現状は検討段階にあるものですが、イメージがなかなか難しいですが、例外的に使い得るということを書いていますのも、まさに、法に、規律に定められている通りでございます。これはすべての持てるメディアを使い、この災害について伝えなければならないというときには、様々な手段を使わせていただくことはあり得るという程度でございます。

それ以外のソーシャルネットワークサービスにつきましては、先ほど成原構成員、落合構成員の時にもお話したかと思いますが、本丸として必要的配信を行っているものがありますので、そこに対して誘導する範囲で使うことが大原則で、完全な前提になると考えています。そのためには、現時点ではどのようなソーシャルネットワークサービスが残っているかは不明ですが、その中で先ほどご質問いただきました誤受信防止措置のところに来ていただくための、良い場所がありましたら、周知の範囲で使わせていただきたいと考えてございます。

【増田構成員】

まず、テレビ放送などの放送番組も正しい情報だという認識でいると思いますが、インターネット上の情報というのは、やはり誤情報、偽情報があるということから、このたびNHKの方で、正しい情報を得て、興味のある情報に遷移していくというように、インターネット上の正しい情報を広く得ることができるような、そういう波及効果があるのではないか期待しているところです。

同一性について、インターネットならではの特性ということと、放送と同一性を担保することについて、この二つのバランスが非常に難しいのではないかと思っています。インターネットの場合は、興味のあるところをタップしがちということがありますので、今後、広くあらゆる情報がなるべく平均的に提供されるような工夫をお考えなっていただいているかなと思いますが、その辺をお伺いしたいということが1点です。

消費生活相談の現場では、やはり受信料の負担についてご相談が大変多く寄せられておりまして、私どももその点を情報提供しているところでございます。また、未成年者や学生等のような場合の割引制度などについても、まだ十分に知られておらず、私どもの方から情報提供しているようなケースがあります。フリーライド防止ということで、ご紹介いただいていますが、アンケート上では無料ではないことを前提にしていることが十分理解されているのかどうかわからなかったという点が一つございます。

また、受信料負担をすることについて、やはり十分に理解をしていただく必要があると思いますので、登録する際の誤受信防止のところだけではなく、周知広報する際に受信料のあり方について、わかるような説明をしていただく必要があるのではないかと思っています。プラットフォームなどで広報している時に、その点についてどのような工夫をされる予定なのかお伺いできればと思います。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目について、まさにNHKは、どのような形で放送の価値と呼んでいるものをインターネットに出すかということで、例えば38ページあたりにお書きしたように、皆さんそれぞれに個別の関心をお持ちになると思いますが、それでも広く社会に知ってほしいこと、基本的な情報をなるべく多様に見てほしいと考えてテレビ番組を作っているつもりでございます。そこは、これからも様々な工夫することで、いわゆるインターネットの方々に対してでも、プラスアルファの価値を感じていただけるようにしたいと思っています。それによってご期待いただいたような波及効果をもたらすことができれば良いと思います。

2つ目の受信料について、日々対応いただいている方々には非常にご迷惑をおかけしていることもございまして本当にありがとうございます。ご指摘のように、今回ここだけのことではなく、受信料を負担いただいてNHKが果たしていること、受信料を負担していかなければならぬということを、きちんと周知することは非常に大事でございます。かつ、今回もしもインターネットからのみ入ってくる方がいた場合は、今までの、テレビに関するところをご存知ない方もいらっしゃると思いますので、これまで以上に様々な疑問が生じたり、理解が難しかったりする方もいらっしゃると思います。そこについてはしっかりと対応しなければならないと思ってございます。

先ほどご指摘いただいたように、お金を払わなければならぬ、という形で調査をしているかということについて、NHKの競争評価の中でもご議論いただいたところであります、これについては、その点も加え、どのような変化が起きるかは見たいと考えています。また、しっかりと周知をしながら、どのようにサービスを開拓できるかは考えて参りたいと思っております。貴重なご意見ご指摘、ありがとうございました。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

本日は参考資料2として、民放連からの資料を配っていただきました。冒頭の三行に、私

たちの問題意識を書きました。NHK番組関連情報の配信が、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を生じさせないことを直接的に担保する明確な措置が、業務規程にも存在しないと考えておりますので、以下の諸点を後で確認したいと思います。

4点あり、これまでの構成員のお話と多くの問題意識が重なり、ほぼ同じところもあります。つきましては、次回の会合までに私たちの出した質問に文書でご回答いただきたいと思っております。ぜひお願ひします。

これを作るにあたり、民放連の中でも相当の議論をし、業務規程の中で、現在わからないことは仕方ないが、その上で明らかにしていただきたいことだけをまとめてきました。これに明確にお答えいただくことが、この検証会議で実りある議論をする大前提だと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

【飯塚構成員】

NHKに2点、PwCに1点お伺いしたいと思います。NHKですが、25ページの競争評価に関連します表の情報源のカテゴリーについて、例えばYouTube、X、Instagram、TikTokといった個別名称のケースもある一方で、グルーピングされてしまっているケースもあると拝見しております。例えば、民放の動画配信サービスという形で、TVer、Abemaなどがグルーピングされていると理解しております。このグルーピングされている意図について教えていただければと思います。また今後、それぞれを切り出して調査する予定があるかということもお伺いしたいと思います。例えば、総務省の資料などを見てみると、TVerのアプリのダウンロード数は5,700万となっております。他方で、利用者数、アプリのダウンロードが公開されていないケースというものもあると承知をしております。今後、民間放送事業者や新聞社との間の競争度合いとか、NHKサービスが民放や新聞社へ与える影響度合いを測るためには、個別のサービスを選択肢として設定した方が、今後の影響分析には役立つのではないかと考えた次第です。

24ページに0fcomの事例をご紹介いただいておりますが、個別のチャンネルやアプリの名称、または個別の新聞社の名称が選択肢に設定されているかと存じます。0fcomによるニュース消費に関する調査は、毎年実施されておりまして、最新版は先月発表されているかと思います。こうした時系列データの積み重ねはとても重要な役割があると考えられます。例えばNHKが新たなサービスを開始した後に、仮に民放や新聞社の各サービスのランキングに変動が見られるのであれば、あるいは各サービスの利用者数、または収益の減少が見られるの

であれば、NHKのサービスが影響しているのではないかと仮定することができ、競争度合いに関する詳細調査を開始するためのトリガーとして位置付けることも、考え方の一つとしてあるのではないかと思われます。こうした判断が行われるようにするためには、時系列データの蓄積がやはり必要でありまして、また今後の制度設計を行うためにも必要不可欠と思いますので、調査枠組みの設計思想も含めて検討していく余地があると思います。

2点目について、大型スポーツ大会という定義について、どのように考えられているかという点になります。イギリスにおいては視聴者にとって国民的関心が非常に高い特別なイベントについては、それを無料でライブ放送する権利を放送事業者が獲得できるようにする Listed Events 制度というものがあると承知しています。現時点では指定されているイベントには、オリンピック、パラリンピックのほかに、FIFAワールドカップの決勝戦、ウィンブルドンテニスの決勝戦などが含まれています。他方で参考資料2では、大型スポーツ大会番組関連情報は、オリンピック、パラリンピックに限定されていますが、今後、拡大解釈されるおそれがあるのではないかとご指摘があります。大型スポーツ大会として、オリンピック、パラリンピックの他に国民的関心が非常に高いスポーツイベントとして、どのようなものが含まれると考えているのか、もし現時点で想定されているものがあれば教えてください。

PwCには1点になります。イギリスのケーススタディについて、アーカイブの期間の延長や配信可能番組範囲の拡大の事例をご紹介いただきましたが、今回の調査の検討対象である番組関連情報の配信に関わる分野での競争評価の事例というものは、これまでにありましたでしょうか。例えば、先月 Ofcom が発表したイギリスのニュース消費報告書によると、イギリスでは、人々がよく利用する情報源（ニュースソース）のうち、新聞社については、Daily Mail と The Guardian が上位20位以内にランクインしていると承知をしております。このような新聞社を含めて、BBC が行う番組関連情報の配信に関して、新聞社から競争上の懸念が示された経緯はありましたでしょうか。仮に問題視されているのであれば、おそらくコンサルテーションの過程で、新聞社からパブリックコメントがなされたかもしれないと推測いたしますが、コンサルテーションその他において、新聞社が競争上の懸念を示した事例の有無について、もしご存知の情報がありましたら教えていただければ幸いです。また、その理由や背景についても、もし情報があれば教えてください。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目の調査のグルーピングの件について、今回は各所に書いてございますが、総務省で

あつたり、公正取引委員会であつたりの調査でのグルーピングを参考に作っておりまます。現在、NHKのサービスが始まっておりませんので、このような形にさせていただきました。先生がおっしゃっているように、どのように設計していくか、どのようにより詳しく見ていくかということは非常に大事でありますので、これについては考えていきたいと思います。ただ、地域については、県別であつても県の新聞等の数が様々に散っていたり、購読者数が少なかつたりするということで、イギリスのように大きく括ることができません。世論調査でどれぐらい拾うことができるのかについても、あわせて検討したいと思っております。

2つ目のスポーツの話ですが、業務規程の方に大型と書かれているものはオリンピックとパラリンピックのみを考えています。現時点で、それ以外に考えているものではございません。構成員のご指摘の英国のListed Eventsのように法律で定められており、放送も含めて権利を取るという形になっているわけではありませんので、NHK自身でこういうことを考え、あるいは今回のオリンピック、パラリンピックの話で言いますと、現在は民放とともにジャパンコンソーシアムという形をとらせていただいていることを踏まえてのことございますので、これについては、また別の観点として考えていいければと思っております。

【PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャー】

1点ご質問いただいたところでございます。今回は動画配信サービスの事例を出させていただきましたが、今回のご議論対象とは少しずれてしまっているという点は、おっしゃるところでございます。一方で、BBC、Ofcomの競争評価という法律上の正式な手続きに則った案件で、直近のものを調べてみたところ、動画配信、音声配信サービスについての競争評価はなされていますが、テキスト系のニュースや、番組関連情報に該当するようなものについては、競争評価という枠組みの中では近年は参考となるような事例はなかったのではないかという認識でございます。なお、競争評価の枠組みから外れてしまうところではあり、かつ少し昔の事例にはなりますが、2010年代でBBCのニュース配信が、その他のメディアに対してどのような影響を与えているかということをまとめたBBCのレポートがあったとは記憶しております。ただし、今回の競争評価という枠組みの議論の中で出させていただくことが良いのかどうかというのではありますので、追加の情報が必要でしたらご指示いただければと思います。

(6) 閉会

事務局より伝達事項の連絡があった。

(以上)